

福祉部 令和6年2月定例府議会提出予定議案の概要

1. 事件議決案（6件）

件 名	概 要	所 管 課
修徳学院環境改善事業の施行に伴う負担金変更の件	<p>令和5年度において府が施行中の修徳学院環境改善事業の事業費の変更に伴う受益市負担金の変更について、地方財政法第27条の規定により議決を求めるもの。</p> <p>【負担金】変更前 2億9,583万6,000円 変更後 2億 184万8,658円</p>	子ども家庭局 家庭支援課
大阪府身体障害者更生資金特別貸付金に関する債権放棄の件	<p>大阪府身体障害者更生資金特別貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。</p> <p>【放棄する債権】 回収不能となった4,659万4,384円 及び当該貸付金に係る遅延損害金</p>	障がい福祉室 地域生活支援課
高齢者住宅整備資金貸付金返還に係る遅延損害金に関する債権放棄の件	<p>高齢者住宅整備資金貸付金の債務者に対して、大阪府が有する債権を放棄することについて議決を求めるもの。</p> <p>【放棄する債権】 回収不能となった当該貸付金に係る遅延損害金 13万5,953円</p>	高齢介護室 介護支援課
交通事故に係る損害賠償請求に関する訴えの提起の件	<p>府職員が公務のため公用車を運転していた際に発生した交通事故について、事故の相手方に対し損害金の支払いを求める訴えを提起するため、議決を求めるもの。</p>	子ども家庭局 家庭支援課
指定管理者の指定の件 （大阪府立青少年海洋センター本館及びヨットハウス）	<p>大阪府立青少年海洋センター本館及びヨットハウス</p> <p>指定期間 令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで</p> <p>指定する団体 ナンプフードサービス（株）、 特定非営利活動法人ナック</p>	子ども家庭局 子ども青少年課
堺市に係る児童自立支援施設に関する事務の受託についての規約を変更する件	<p>本府が堺市から受託する児童自立支援施設に関する事務について、令和6年4月1日から時限的なものではなくなるため、本規約における委託期間の条項を削除することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求めるもの。</p>	子ども家庭局 家庭支援課

2. 条例案
(制定1件)

件名	概要	所管課
大阪府女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定により、女性自立支援施設を設置することができるものとされたことに伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準について定める。</p> <p>【関係条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 <p>【施行予定日】 令和6年4月1日</p>	子ども家庭局 家庭支援課

(一部改正7件)

件名	概要	所管課
大阪府附属機関条例の一部改正の件	<p>大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会の担任する事務を追加する。(福祉部所管のみ)</p> <p>【施行予定日】 公布の日</p>	高齢介護室 介護支援課
大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件	<p>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(省令)等の改正により、高齢者施設等の管理者について、管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとされたこと等に伴い、条例において同趣旨の改正を行う。</p> <p>【関係条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例ほか9条例 <p>【施行予定日】 令和6年4月1日 ほか</p>	地域福祉推進室 社会援護課 高齢介護室 介護事業者課
大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	<p>1 児童福祉法の改正により、新たに里親支援センターが児童福祉施設に位置づけられたことに伴い、里親支援センターの設備及び運営に関する基準について定める。</p>	障がい福祉室 生活基盤推進課 子ども家庭局 家庭支援課

	<p>2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（府令）の改正により、乳児院等の施設長に策定が義務付けられている自立支援計画の策定時に、子どもへの意見聴取等の措置をとる旨の規定が追加されたこと等に伴い、条例において同趣旨の改正を行う。</p> <p>【施行予定日】 令和6年4月1日</p>	
<p>大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（府令）等の改正により、障害児通所支援事業所等の管理者について、管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとされたこと等に伴い、条例において同趣旨の改正を行う。</p> <p>【関係条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例ほか5条例 <p>【施行予定日】 令和6年4月1日 ほか</p>	<p>障がい福祉室 生活基盤推進課</p>
<p>大阪府福祉行政事務手数料条例等の一部改正の件</p>	<p>介護保険法の改正により、介護療養型医療施設が廃止されることに伴い、規定の整備を行うとともに、大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する。</p> <p>【関係条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府福祉行政事務手数料条例 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例 大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 <p>【施行予定日】 令和6年4月1日</p>	<p>高齢介護室 介護事業者課</p>
<p>大阪府青少年健全育成条例の一部改正の件</p>	<p>刑法の改正により、性交同意年齢が13歳未満から16歳未満に引き上げられたことに伴い、青少年が水着等を着用した状態で陰部等を強調した姿態をとらせる行為に係る記録を製造し、及び販</p>	<p>子ども家庭局 子ども青少年課</p>

	<p>売しないように努める義務について、対象となる青少年の年齢を13歳未満から16歳未満に引き上げる等の改正を行う。</p> <p>【施行予定日】 令和6年6月1日 ほか</p>	
<p>大阪府社会福祉施設設置条例等の一部改正の件</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定により、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める等の改正を行う。</p> <p>【関係条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府社会福祉施設設置条例 ・大阪府福祉部の所管する相談所に関する条例 ・大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 <p>【施行予定日】 令和6年4月1日</p>	<p>子ども家庭局 家庭支援課</p>